

カンボジア民法の紹介 ～危険負担～

JICA 長期派遣専門家

辻 保彦

日本は、1990年代後半からカンボジアにおいて民事分野の法整備支援を開始し、1999年には、民法と民事訴訟法を起草するためのJICA法整備支援プロジェクトが発足した。同プロジェクトでは、民法と民事訴訟法の2つの法律について、それぞれ学者の先生方を中心とした強力な作業部会が結成され、各作業部会において、日本の法律をベースとしつつ最先端の議論を取り入れるなどして、各法律の草案が起草された。そして、日本からカンボジアに長期派遣された現地専門家と、司法省を中心に結成されたカンボジア側起草メンバーとの間で頻りに会合が開かれ、カンボジア語に翻訳された各草案に基づき議論が行われた。議論の中で示されたカンボジア側の意向は、現地専門家を通じて日本の作業部会の先生方に伝えられ、それに対する先生方のコメントがカンボジア側に伝えられるという形で、現地専門家を介して日本側とカンボジア側の意見交換が行われ、当初の草案に修正が加えられていった。そのようにして、民法と民事訴訟法の2つの法律について、日本の法律をベースとしながら、まだ日本の法律にも反映されていない最先端の議論が取り入れられ、またカンボジアの社会や文化に適合するように修正が加えられて法案が完成し、国会審議を経てそれぞれ成立した。

このように、カンボジア民法は日本民法をベースにして作られたため、日本民法と共通する部分が多く、たとえば同時履行の抗弁に関するカンボジア民法386条は、「双務契約の各当事者は、相手方が債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務の履行期がまだ到来していない場合はこの限りではない。」と規定されており、日本民法533条とほとんど同じ文言となっている。一方、カンボジア民法には、最先端の議論やカンボジア側の意向が反映されているため、日本民法と異なる制度や、日本民法には存在しない制度が採用されている部分もある。ここでは、日本民法との相違点に則しながら、カンボジア民法の特徴的な条文を紹介したい。文中の意見にわたる部分は、筆者の私見である。

今回は危険負担の規定についてである。危険負担とは、売買契約のように双方当事者がそれぞれ債務を負う双務契約において、一方の債務が、その債務の債務者の故意・過失なく何らかの理由で履行不能になって消滅した場合に、もう一方の債務も消滅するか、あるいは消滅せずに存続するかという問題である。たとえば、売主と買主の間で中古車の売買契約が締結されると、売主は買主に対して中古車を引き渡す債務を負い、買主は売主に対して代金を支払う債務を負う。売主は、中古車を倉庫で保管していたが、大雨による大洪水のため倉庫ごと水没してしまい、中古車は損壊して二度と乗れなくなってしまったとする。売主には、中古車の保管方法について過失はない。このような場合、売主の中古車引渡し債務は履行不能となって消滅するが、それに伴い反対債務である買主の代金支払債務

も消滅するのか、あるいは反対債務は消滅せずに存続するのか。買主の代金支払債務が消滅するとすれば、買主にとって喜ばしいことであるのに対し、消滅しないで存続するとすれば、売主にとって喜ばしいことである。つまり、大洪水という不可抗力によって生じた自動車の消滅というマイナスの結果（危険）のしわ寄せを、どちらの当事者に負担してもらうかという問題が、危険負担の問題である。反対債務も消滅するという考え方を、債務者主義と呼ぶ。ここで言う債務者主義の債務者とは、不可抗力によって消滅した債務の債務者、つまり上記の事例で言えば中古車の引渡し債務の債務者である売主のことであり、債務者主義とは、「不可抗力により消滅した債務の債務者が、危険を負担する主義」という意味である。これとは逆に、反対債務は消滅せずに存続するという考え方を、「不可抗力によって消滅した債務の債権者が、危険を負担する主義」という意味で、債権者主義と呼ぶ。

日本民法 534 条 1 項は、「特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。」と規定している。この規定は、特定物の売買契約について債権者主義を採用することを明らかにしたものという考え方が一般的である。上記事例では、買主の代金支払債務は消滅せずに存続するので、買主は中古車を手に入れないが、代金は支払わなければならない。このような日本民法の債権者主義の考え方は、利益を得る者が危険も負担すべきという理念に基づいている。つまり、日本民法 176 条は、「物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。」と規定していることから、日本では売買契約が成立した時点で目的物の所有権が売主から買主に移転する。売買契約成立後、履行期日までの間は、所有者である買主のために売主が目的物を保管している状態となる。買主は、目的物の所有者であるから、目的物の価格が上昇した場合には、それを第三者に転売して利益を得ることが可能である。このように、売買契約が成立した時点で、当該目的物から生ずる利益は売主から買主に移転するのであるから、当該目的物の滅失又は毀損による不利益つまり危険も、買主に移転するのが公平だという考え方である。

しかし、日本民法の採用する債権者主義に対しては、買主は売買契約の成立によって所有権を取得するといっても、その所有権は使用权・収益権を伴わない形式的な権利であり、実質的に所有権が移転するのは引渡しするときであるから、いまだ引渡しを受けない間に目的物が滅失・毀損した場合に代金支払債務が存続するのは買主にとって不公平であるとの批判が古くからなされてきた。債権者主義の背景にある、利益を得る者が危険を負担すべきという考え方に対しては、目的物の価格の上昇という利益に対応するのは、目的物の価格の下落の危険であり、目的物の滅失・毀損の危険ではないとの批判がなされている。

そこで、カンボジア民法の起草に当たっては、特定物売買における危険負担について、債務者主義を採用してはどうかという提案が日本側からなされ、カンボジア側にもその考え方が受け入れられて、債務者主義が採用されることになった。つまり、カンボジア民法 416 条 1 項は、「特定物の所有権を移転することを内容とする双務契約において、その目

的物が当事者双方の過失なくして滅失または毀損した場合には、その危険は債務者が負担し、債務者は債権者に対して反対給付を請求することができない。」と規定し、特定物売買における危険負担について債務者主義を採用することを明らかにしている。そして、同条2項では、「目的物の滅失または毀損による危険は、契約に別段の定めのない場合、次のいずれかの時点から債権者に移転する。1号 債権者に対する目的物の引渡、登記の移転その他目的物に対する実質的支配が債権者に移転したと考えられる時」と規定し、危険の移転時期を明らかにしている。

昨年国会に提出された日本民法の改正案（「民法の一部を改正する法律案」）でも、特定物売買の危険負担について債権者主義を規定した民法534条は削除され、債務者主義を採用することが明らかにされており、危険負担をめぐる一つの潮流を見ることができる。